

第二回

参第六号

青年補導法（案）

第一章 総則

第一条 この法律は、罪を犯した青年に対して適切な補導を行い、これを正常な社会人として再生させることを目的とする。

第二条 この法律で青年とは、年齢十八年以上二十六年未満の者をいう。

第三条 青年について五年以下の懲役又は禁錮の刑に処することが相当と認められる場合において、その犯罪の原因、その者の性質、能力、経歴等を考慮し刑を科することが不相当と認めるときは、裁判所は、刑の言い渡しに代えて、判決で、青年補導所（以下補導所という。）に入所を命ずることができる。

裁判所は、前項の処分をなすについては、五年以下の範囲で入所の期間を定めなければならない。

第四条 前条の場合において、判決前に調査のため必要と認めるときは、裁判所は、職権を以て又は検察官の申立により、その者に対し九十日を超えない期間、仮に補導所に入所を命ずることができる。

前項の場合において、補導所長は、前条に規定する判断をなすについて参考となる意見を裁判所に提出しなければならない。

第一項の処分は、事件を終局せしめる裁判の確定によつて、その効力を失うものとする。

第五条 第三条の処分は、刑事訴訟法第四百三条又は同法第四百五十二条の規定の適用については、罰金よりも重く、禁錮よりも軽く、懲役又は禁錮の執行猶予の言い渡しとの間には軽重がないものとみなす。

第三条の処分の執行については、刑事訴訟法第五百四十七条乃至第五百五十二条の規定を準用する。

第六条 刑法第二十二条乃至第二十四条及び同法第三十一条乃至第三十四条の規定は、第三条の処分にこれを準用する。但し、同法第三十二条の期間は、これを五年とする。

第七条 在所者が入所の期間中に禁錮以上の刑の執行を受けるに至つたときは、入所の期間は、その時を以て終了したものとみなす。

第八条 第三条又は第四条の処分を受けた者が逃走したときは、刑法第二編第六章の罪を以てこれを処断する。但し、在所者については、補導所長の請求を待つてこれを論ずる。

第二章 青年補導所

第九条 補導所は、第三条又は第四条の規定及び他の法律の規定により入所を命ぜられた者を収容する所とする。

第十条 補導所は、これを国立とし、主務大臣がこれを管理する。

第十一条 補導所に所長以下必要な職員を置く。

職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

第十二条 補導所の運営に関する重要な事項を審議するため、補導所ごとに、青年補導所運営委員会（以下委員会という。）を置く。

委員会は、委員五人でこれを組織する。

委員会の委員は、主務大臣がこれを命ずる。

第十三条 この法律で定めるものの外、委員会について必要な事項は、政令でこれを定める。

第三章 補導及び処遇

第十四条 在所者の補導は、必要な教養を施し、勤勉で規律のある生活の下に主としてその適性に応じた職業の補導を通じて、正常な社会人として再生させるようにこれを行わなければならない。

第十五条 在所者は、男子と女子とを各別に収容する。

第十六条 所長以下の職員は、常に在所者の心身の状況に注意し、これが保護のため必要な手段を講じなければならない。

第十七条 委員会は、少くとも三月に一回補導所を査察し、補導所の運営及び補導の状況を主務大臣に報告しなければならない。

第十八条 委員会は、補導所の運営及び補導に関し必要な事項について、所長に勧告しなければならない。

第十九条 在所者は、所定の作業に従事しなければならない。

在所者には、その従事する作業につき給与金を支給することができる。

第二十条 所長は、在所者に対し、命令の定めるところにより、面会、通信、金品の授受又は図書の間覧について必要な制限を加えることができる。

第二十一条 所長は、在所者の所持する金品を領置し又は保護者若しくは適当な者にその保管を委託することができる。

所長又はその委託を受けた者は、善良なる管理者の注意を以て前項の金品を保管しなければならない。

第二十二条 所長は、委員会の議を経て、成績の優良な在所者に対し、賞遇を与えることができる。その種類及び方法は、命令でこれを定める。

第二十三条 所長は、紀律に違反した在所者に対し、委員会の議を経て、懲戒を行うことができる。

前項の懲戒は、左の各号に掲げる方法以外の方法によることができない。

一 訓戒を加えること。

二 一定期間賞遇の授与を減じ又は停止すること。

三 一定期間独居して謹慎させること。但し、その期間は、三十日を超えることができない。

第二十四条 在所者が逃走したときは、補導所の職員は、何時でもこれを連れもどすこと

ができる。

前項の場合において必要があると認めるときは、所長は、裁判所に逮捕状を求めることができる。

第二十五条 この法律又は他の法律で定めるものの外、在所者の処遇その他について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十六条 所長は、委員会の議を経、主務大臣の認可を受けて、在所者の処遇に関する細則を定めなければならない。

附 則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、遅くとも昭和二十三年十二月三十一日までに施行しなければならない。

理 由

道義頹廢の嵐に巻き込まれて前途洋々たる青年が罪を犯すに至つた場合に、これに対し執行猶予を言い渡して、そのまま身体的自由を与えることは、累犯の危険なしと言い難く、さればとて懲役刑を科して一般の刑務所に収容し前科者の刻印を付することは、真に行刑の目的を達成する所以でないと考えられる場合が少くない。かかる事情にある者は、これを一定期間青年補導所に入所せしめ、本人に適する職業を授け、その改悛を待つて社会人として再生せしめる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。